

新型コロナウイルス COVID-19 流行に際しての通夜・葬儀執行等の基本指針

【感染者の葬儀について】

新型コロナウイルス COVID-19 を含む感染症による死亡者に係る遺体の処置・搬送・火葬等については、法令および地方公共団体の条例等にもとづく措置が適切に行われているかを確認してください。その上で、葬儀等の執行は、以下の【非感染者の葬儀について】と同様に実施してください。

【非感染者の葬儀について】

新型コロナウイルス COVID-19 を含む感染症による死亡者以外の通夜・葬儀等の執行は、参会者の安全確保とりわけ感染防止の観点から、以下の事項に留意ください。

- ①施主からの依頼により通夜・葬儀を執行する僧侶は、事前に感染防止において必要な留意点を確認してください。その防止策がまったく考慮されていないか、不十分な場合は、執行者の責任において、感染防止に向けての努力を促してください。
- ②通夜・葬儀を執行する会場・控室等を事前に確認し、「密閉空間」「密集場所」「密接会話場面」等が発生しないよう感染防止に向けての措置を講じてください。
- ③通夜・葬儀への参会者の人数は、必要最小限となるよう施主等と相談してください。また、健康状態が思わしくない方(体温 37.5 度以上または基礎疾患患者)の参列は控えていただくよう相談してください。
- ④通夜・葬儀の参会者には、事前に手洗いと消毒剤による手指消毒を厳守させてください。
- ⑤参会者にマスクの着用の徹底させてください。同様に執行者となる僧侶も感染防止の観点からマスクを装着することを推奨します。また、このことについて誤解が生じないよう事前に施主等に説明してください。
- ⑥参会者の焼香の際には、行列をつくって密集することのないよう間隔をあけて移動するよう案内してください。
- ⑦通夜・葬儀前後の飲食・会食も控えるよう促してください。仮にそのような席が設けられても、僧侶は辞退するのが望ましいでしょう。

通夜・葬儀は、故人との惜別と哀悼を捧げる厳粛な場面です。時間の限定や参会者の多少に関わらず、心を込めて法要を執行できるよう、特段の工夫を怠らないようお願いいたします。